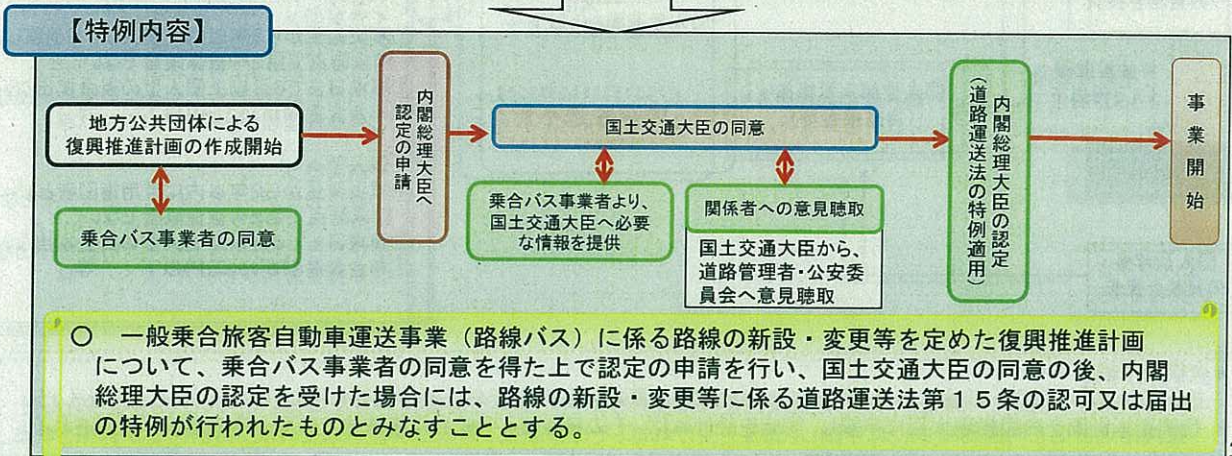
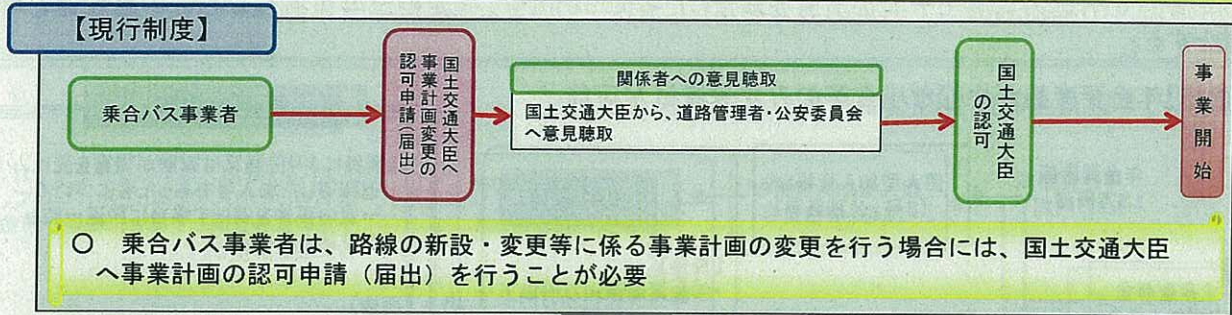


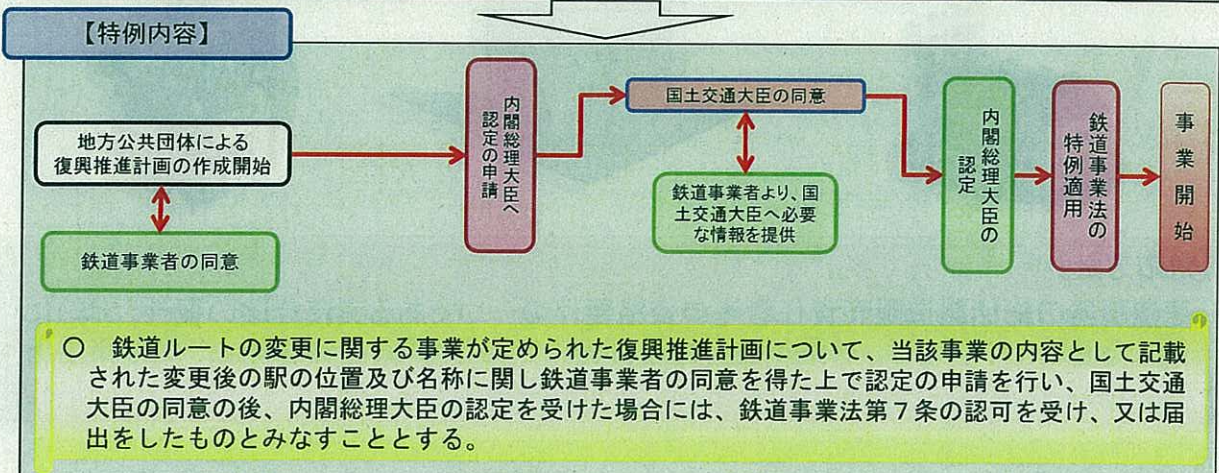
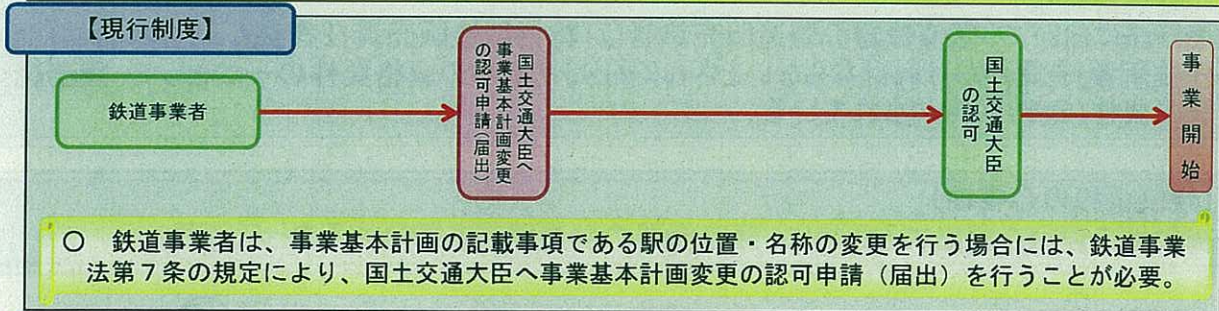
バス路線の新設・変更等に係る手続の特例（道路運送法の特例）

○ 地方公共団体が作成する復興推進計画において、他のまちづくり関連施策と合わせて一般バスの路線の新設・変更等について規定された場合には、道路運送法上の認可（届出）の手続を不要とし、手続の簡素化を図ることとする。



鉄道ルートの変更に係る手続の特例（鉄道事業法の特例）

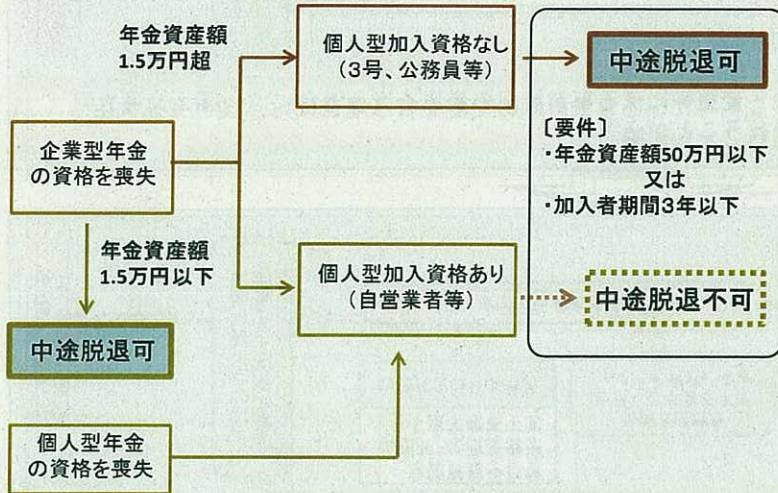
○ 地方公共団体が作成する復興推進計画において、他のまちづくり関連施策と合わせて鉄道ルートの変更等について規定された場合には、鉄道事業法上の認可（届出）の手続を不要とし、他の復興事業と一体的に鉄道ルートの変更を円滑かつ確実に実施することとする。



復興推進計画による規制・手続の特例措置 ～医療、福祉等～
確定拠出年金に係る中途脱退要件の緩和（確定拠出年金法の特例）

現行の確定拠出年金制度は、60歳到達前の中途での脱退は原則として認められていないが、復興特別区域制度の枠組みの中で一定の要件を満たした者については、確定拠出年金制度からの中途脱退を可能とする。

【現行】年金資産額が少額な場合等のみ中途脱退が可能



特例の内容

◎震災により住居又は家財が損害を受け、退職等した加入者であった者について、一定の要件を満たす場合に脱退一時金の支給を認める。

〔要件〕

<企業型>

- ①震災発生から2年以内に震災により退職し、請求時点で第2号被保険者でないこと
- ②請求日まで6月以上個人型の掛金拠出なし
- ③年金資産額が100万円以下 等

<個人型>

- ①震災発生から2年以内に運用指図者となり、請求時点で第2号被保険者でないこと
- ②請求日まで6月以上個人型の掛金拠出なし
- ③年金資産額が100万円以下 等

☆今後の手続

・被災自治体が、脱退一時金を活用した地域の振興に係る事業（例：商店街の復興や災害に強い街づくり等）を盛り込んだ復興推進計画を内閣総理大臣に申請し、認定を受ければ、その日以後、平成27年度末までの間、特例措置が適用される。

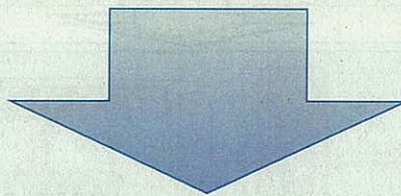
復興推進計画による規制・手続の特例措置 ～医療、福祉等～
医療機器製造販売業等の許可基準の緩和（薬事法施行規則の特例）

【規制の現状】

薬事法において、医療機器の製造販売業者は「総括製造販売責任者」を、製造業者は「責任技術者」を置かなければならないとされており、それらの資格要件の一つとして、実務経験の要件（3年）が定められている。

【規制緩和の必要性】

被災地の産業を創出するために、医療機器の製造拠点を誘致することが必要。



【対応方針】

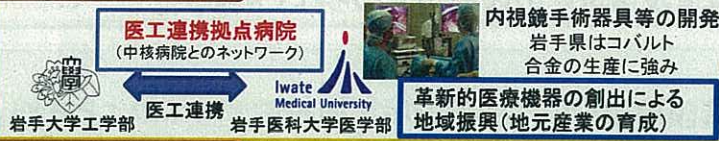
医療機器の総括製造販売責任者等の資格要件の一つである実務経験の要件（3年）に関する基準については、道県が復興推進計画に定める基準（品質管理上、保健衛生上等の観点から現行の基準に相当する基準）を適用することとする。

(参考) 東北発医療機器等開発復興特区構想

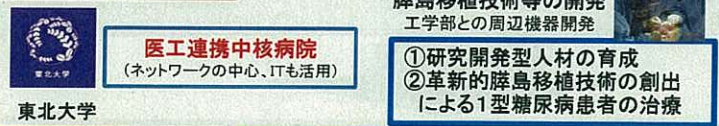
- 東北地方にはもともと内視鏡等の医療機器分野で競争力のある企業の主力工場が立地。
- 東北地方の特色・強みを活かした革新的医療機器の創出を図り、東北地方の雇用と産業を創出するため、規制緩和や開発助成を実施。

革新的な医療機器の開発促進

①岩手プロジェクト



②宮城プロジェクト



③福島プロジェクト



医療機器製造拠点の誘致

製造拠点を誘致
医療機器の製造拠点を東北地方に誘致し、産業と雇用の創出及び輸出振興を図る。



迅速な実用化

開発拠点に対する研究費の重点化

- ・医工連携にかかる研究費の重点的な投入

医療機器試験への助成事業(三次補正)

- ・各プロジェクトにかかる医師主導試験等を助成

規制の緩和(復興特区・省令事項)

- ・運用改善
- ・薬事に関する相談の利便性の向上(PMDAの出張相談等)
- ・医療機器製造販売業等の許可基準(現場責任者の要件)の緩和等

税制措置

- ・復興特区法に係る税制上の措置等

復興推進計画による規制・手続の特例措置 ~医療、福祉等~
被災地における医療・介護確保のための特例(医療法施行期規則等の特例)

④「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」の特例

外部の医療機関との連携を条件に、医師管理者や常勤医師の配置を緩和。

特別養護老人ホーム

③「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」等の特例

外部の医療機関等との連携を条件に、医師の配置を緩和。



【被災地のニーズ】

被災地の薬局や一般用医薬品のみを販売する店舗の面積が基準を満たさない場合でも、薬局等を開設できるよう、薬局等構造設備規則の緩和が求められている。



【現状】

薬局等構造設備規則では、薬局の店舗面積は19.8㎡以上とされている。また、一般用医薬品のみを販売する店舗の面積は13.2㎡以上とされている。



【特区の必要性】

東日本大震災で、薬局等が甚大な被害を受けたことにより、住民への医薬品の提供が困難な地域がまだ存在する。被災地の住民が少しでも身近なところで医薬品を入手できることは、保健衛生上重要。

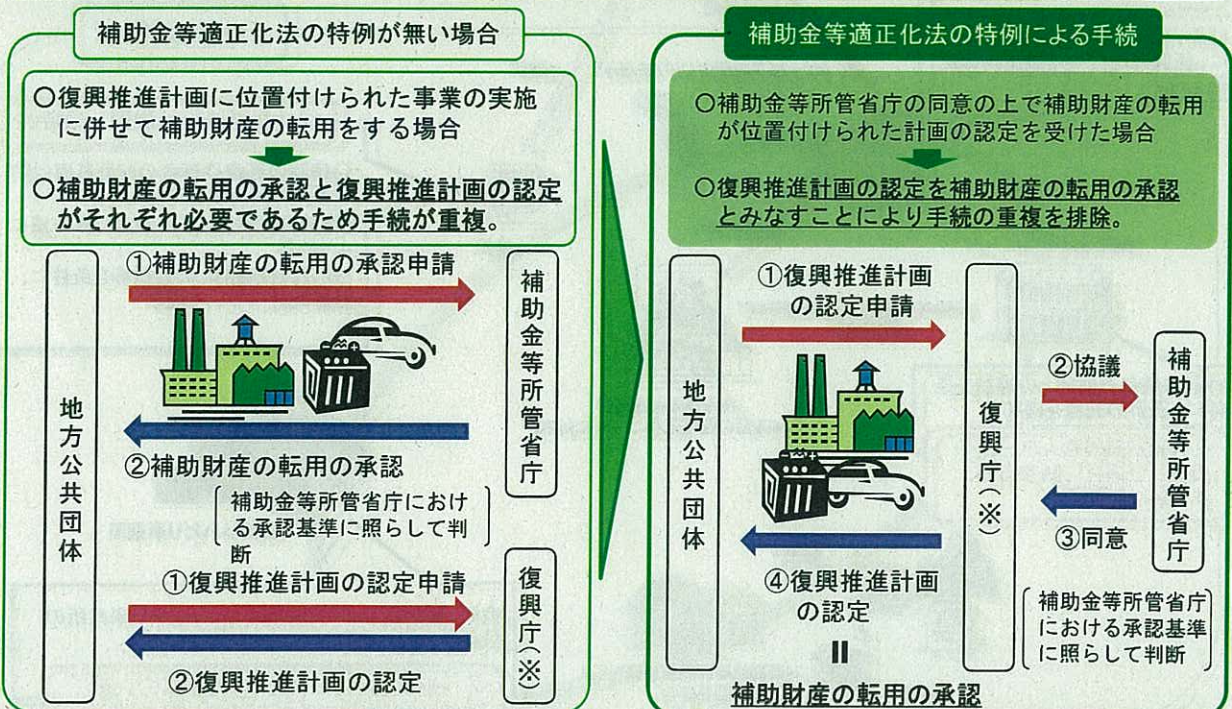
【対応方針】

- 面積が基準を満たさない場合でも、保健衛生上支障を生ずるおそれがないと認められたものについては、県等が薬局等の開設許可を与えることができるよう特例的な措置を講じ、被災地の薬局等の設置の支援を行う。

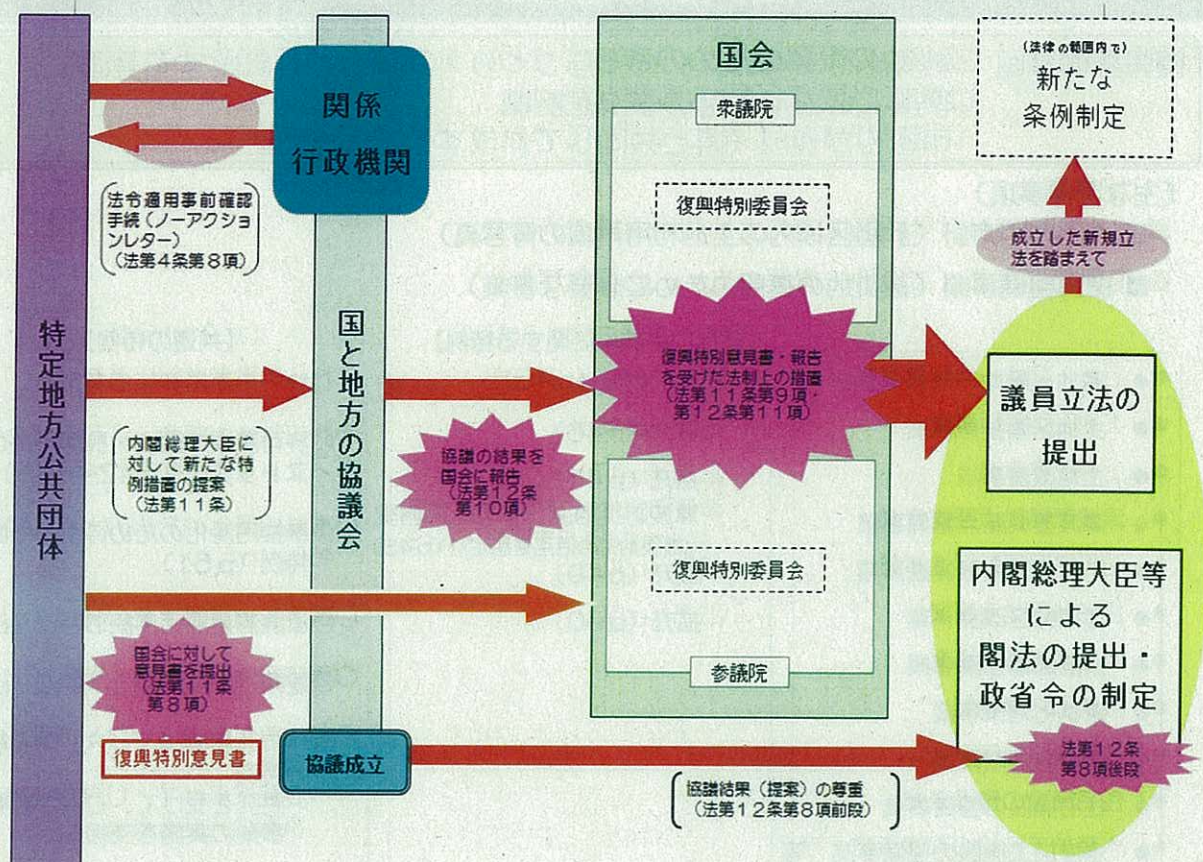
37

復興推進計画による規制・手続の特例措置
補助金等により取得した財産を転用する承認手続の特例（補助金等適正化法の特例）

補助金等により取得した財産を補助金等の交付目的以外に使用等すること（補助財産の転用）について、復興推進計画の認定を受けた場合には、その認定を受けたことをもって、補助金等適正化法第22条に規定する各省各庁の長の承認を受けたものとみなす。



法律規制事項についての新たな規制の特例措置を実現するスキームのイメージ



39

復興整備計画と主な特例措置

- 復興整備計画の作成(p.41)
- 事業実施に必要な許可の基準緩和(p.42)
- 復興整備計画に基づく開発許可の特例の概要(p.43)
- 復興整備計画に基づく農地転用の特例の概要(p.44)
- 事業実施に必要な許可手続のワンストップ化(p.45)
- 宅地・農地一体整備事業の創設等(p.46)
- 県営土地改良事業の拡充(p.47)
- 津波復興拠点整備事業の創設(p.48)
- 防災集団移転促進事業の拡充(p.49)
- 住宅地区改良事業の拡充(p.50)
- 復興整備事業の円滑化のための土地に関する特例(p.51)
- 環境影響評価手続の特例(p.52)
- 建築行為等の届出・勧告(p.53)

40